

対象とする会計等の範囲

今回、本市が財務書類を作成する上で、対象とした会計等は次のとおりです。

連結会計	
全体会計	
一般会計等	一般会計 市営分譲住宅特別会計
(特別会計等)	国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 水道事業会計 下水道事業会計
(一部事務組合)	茨城県市町村総合事務組合 茨城県後期高齢者医療広域連合 茨城租税債権管理機構 常総地方広域市町村圏事務組合 取手市外2市火葬場組合 取手地方広域下水道組合 常総衛生組合 利根川水系県南水防事務組合
(外郭団体)	つくばみらい市社会福祉協議会